

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

令和 4 年 8 月
雇用環境・均等局
勤 労 者 生 活 課

1 改正の趣旨

中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という。）においては、共済契約者が掛金を後納する場合、他の共済契約者との間での公平性を保つこと等を目的として、一定の割増金を加算することとしている。

この割増金の利率を定めるに当たり、中小企業退職金共済法施行規則（昭和 34 年労働省令第 23 号。以下「中退則」という。）の割増金に係る規定（中退則附則第 3 条）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「租特法」という。）における延滞税の割合を引用している。

所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「令和 2 年改正法」という。）において租特法が改正され、その中で、延滞税の割合を定める際の基準の名称が「特例基準割合」から「延滞税特例基準割合」に改正されている（令和 3 年 1 月 1 日施行）。このため、中退則についても当該基準の名称を正しく改めることとする。

2 改正の経緯及び内容

- 中退共の割増金については、中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 24 号）第 1 条の規定による中退則の改正により、附則第 3 条が新設され、当面の間の特例として、利率の引き下げが行われた。これは、社会保険等の延滞金の利率の引き下げを踏まえたものである。
- 中退則附則第 3 条新設時の租特法においては、延滞税の割合を定める際の基準と利子税の割合を定める際の基準とが同一（どちらも「特例基準割合」）であり、同割合は利子税に係る租特法第 93 条第 2 項で定議されていたことから、中退則附則第 3 条においても、同項の「特例基準割合」を引用していた。
- その後、令和 2 年改正法において利子税の割合が引き下げられ（令和 3 年 1 月 1 日より施行）、利子税と延滞税とで別々に定義を置く必要が生じ、延滞税の割合を定める際の基準については「延滞税特例基準割合」と定義付けられたが、中退則附則第 3 条においては、上記の改正が反映されていない状態にある。よって、今般、同条についても「延滞税特例基準割合」を引用するよう改正することとする。

3 施行期日等

公 布 日：令和 4 年 8 月 23 日

施行期日：令和 4 年 8 月 23 日（令和 3 年 1 月 1 日に遡及して適用）